

# 臓器提供意思表示カード・シールで あなたの意思表示を！

臓器移植は善意の提供があって成り立つ医療です。臓器の提供には、本人や家族の意思を尊重することが大切です。臓器提供意思表示カード・シールによる意思表示にご協力ください。

## 臓器提供と臓器移植

「臓器移植」は、病気や事故により心臓や肝臓などの臓器の機能が低下し、移植でしかその疾患が治らない人に臓器を移植し、健康を回復しようとする医療です。健康な家族からの肺・肝臓・腎臓などの部分提供によるものを生体移植、脳死（）の人からの臓器提供によるものを脳死臓器移植、心臓が停止した人からの腎臓提供によるものを献腎移植といえます。現在、日本で臓器の提供を待っている人はおよそ1万2千人いるといわれます。日本では脳死後、心臓停止後の臓器の提供が少なく、移植を待ちながら亡くなる人もいるのが現状です。

提供できる臓器は、脳死下と心臓停止後とで異なります。臓器移植法において、脳死の状態では提供できる臓器は、心臓、肝臓、肺、小腸、腎臓、膵臓と定められています。また、心停止後に提供できる臓器は腎臓、膵臓、眼球（角膜）です。

臓器を提供するにあたって、提供者が負担する費用はありません。

ません。また、あくまでも善意に基づく無償の提供です。で、謝礼が出ることは一切ありません。

（）脳死とは・・・

脳死は一般に、全脳の機能が不可逆的に停止し、自力で呼吸することはできず、人工呼吸器などの助けがなければ亡くなってしまいう状態を言います。脳死の状態だと、しばらく薬剤や人工呼吸器などによって心臓を動かし続けることもできますが、やがて心臓停止します。回復する可能性はありません。脳幹の機能が残っていて自分で呼吸でき、回復する可能性もある「植物状態」とは全く別のものです。

## 臓器提供の意思表示は臓器提供意思表示カード・シールに

脳死下の臓器提供は、本人が生きているときに脳死判定に従う意思と臓器提供の意思を書面で表示し、家族が拒まないときに行われます。

また、心臓停止後の臓器提供については、本人の意思が不明である場合には、家族の

承諾により可能となっています。

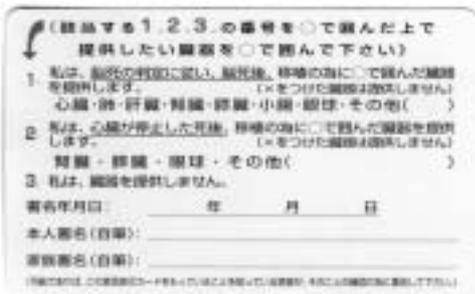
このため、日ごろから自分の意思と家族の意思を話し合い伝え合っておくことが大切です。「臓器提供意思表示カード」には、臓器提供に対する意思、提供する意思のある方は提供する臓器、署名、署名日などを記入します。カードの記入方法の詳細については、次のページをご覧ください。

「臓器提供意思表示シール」は「臓器提供意思表示カード」と同じ有効性があります。シールに記入する場合は、「 脳死判定に従い脳死後に臓器

の提供を希望」 2 心臓停止後に移植のために臓器提供を希望」 3 臓器を提供しない」の3種類から自分の意思に合うシールを選び、1、2の場合には提供してもいい臓器にをします。「その他」の欄には、「すべて」「使える組織」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などを記入できます。最後に、署名年月日、本人の署名をしてください（シールは携帯電話などの私物のどこに貼ってもかまいません）。保険証や運転免許証の枠外や空欄部分にはるのも良いでしょう。



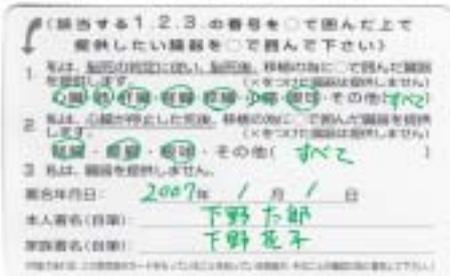
臓器提供意思表示カード



臓器提供意思表示シール

私は、脳死判定に従い脳死後、移植のために○で囲んだ臓器を提供します。 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他（ <input type="checkbox"/> ）	私は、心臓が停止した死後、移植のために○で囲んだ臓器を提供します。 腎臓・膵臓・眼球・その他（ <input type="checkbox"/> ）	私は、臓器を提供しません。
(署名) (署名年月日) / /	(署名) (署名年月日) / /	(署名) (署名年月日) / /

## 意思表示カードへの記入方法



記入する場合、まず自分の意思に合った項目の数字に丸を付けてください。脳死後および心停止後に臓器を提供してもいい方は1と2に丸を付けてください。提供したくない方は3に丸をしてください。1と2あるいは1か2に

丸を付けた方は、提供してもいい臓器を丸で囲み、したくない臓器にはできるだけバツをつけてください。

「その他」の欄は、今後対象臓器が変更された場合などに対応できるように、予備的にもうけてあるものです。なお、臓器移植法と直接関係ありませんが、皮膚、骨、血管、心臓弁、耳小骨などの組織、あるいは全てをご記入いただいてもかまいません。

署名年月日、自筆の署名は必ず記入してください。家族の署名は必ずしも必要ではありません。このカードへの記入は、15歳以上の方が有効とされています。

「臓器提供意思表示カード」  
「臓器提供意思表示シール」  
は、きさら館、ゆうゆう館に置いてあるほか、(社)日本臓器移植ネットワークでも発送を受け付けています。  
ホームページアドレス  
<http://www.johnw.or.jp/>

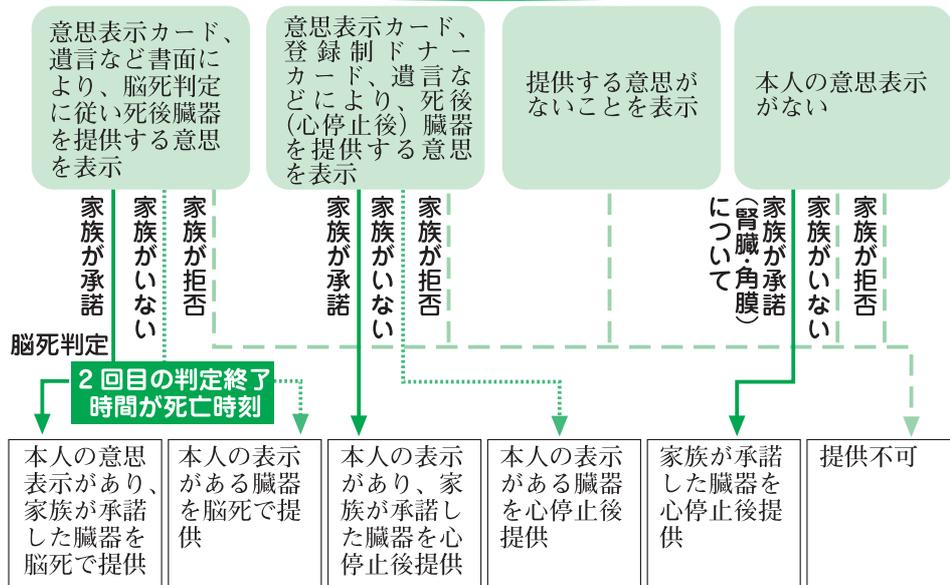
### 臓器の提供から移植までの流れ

脳死の状態となった際の臓器提供から移植は、下記のよう流れで進められます。

本人の意思表示  
主治医などの医師が脳死と診断し、本人が書面で臓器提供の意思表示をしていることが分かり、家族から「臓器提供

供について説明を聞きたい」との申し出があれば、移植コーディネーターが伺い、臓器提供に関する説明をします。  
本人の書面による意思表示がない場合には、心臓停止後の腎臓や眼球提供についてお話しします。  
家族の意思決定  
移植コーディネーターから説明を受けた後、十分に話し合いをして臓器を提供するかどうかを家族の総意として決めます。提供しないと判断しても不利益な扱いを受けることはありません。説明を聞きたくないと思われたときは、いつでも断ることができます。  
法的脳死判定  
提供者本人の生前の書面による意思表示と家族の承諾があれば、法に基づいた厳格な方法による脳死判定(法的脳死判定)が行われます。2回の脳死判定が終了した時点で死亡時刻となります。家族が希望すれば脳死判定に立ち会うこともできます。  
心臓停止後に腎臓や眼球を提供する場合には、本人の署名による意思も法的脳死判定も必要ありません。

## 意思と提供までの流れ



本人が書面に表示していた意思と家族の状況による、臓器提供までの流れです。基本的に本人の意思は尊重されますが、家族が反対した場合には臓器提供は行われません。本人の意思の表示が無い場合でも腎臓と角膜については、家族の承諾のみで行われます。大切な家族とよく話しあって意思を伝え合っておきましょう。

患者の選択  
臓器移植を希望する人は、(社)日本臓器移植ネットワークに登録されています。提供される臓器が最も適した患者(レシピエント)に移植されるように医学的な基準が作られており、コンピュータによって公平に選ばれます。  
臓器の摘出と搬送  
法的な脳死判定が終わり、レシピエントが選ばれると、提供する臓器の摘出手術が行われます。摘出された臓器は移植手術を行う施設に迅速に運ばれて移植されます。